

## 飯島町地域自然エネルギー基本条例 制定の趣旨

飯島町の自然エネルギーは、飯島町民の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、町民が主体となった自然エネルギー活用により、地域社会の持続的な発展が望まれます。

□ 「飯島町自然エネルギー活用発電施設に関するガイドライン」を施行。

飯島町における自然エネルギー資源の活用について、町民が主体となって、地域の発展に資するように活用するためには、一定のルールを定めたものが必要であるということから、「飯島町自然エネルギー活用発電施設に関するガイドライン」を策定、平成25年12月27日に施行しました。

□ 「自然エネルギーは地域のもの」として、地域に根ざした自然エネルギー活用のための基本理念を次のとおりとして、「飯島町地域自然エネルギー基本条例」を制定します。

- 1 自然エネルギー資源は町民の総有財産であり、自然エネルギーとして利用し、そこから生まれるエネルギーは、町民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利を有する。
- 2 町、町民及び事業者は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用につとめる。
- 3 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図る。

また、町、町民、事業者の役割として、町は、基本理念に沿って、町民・事業者への支援等を行うことを定めており、町民・事業者の役割は、町民の自然エネルギーに対する権利を尊重し、自然エネルギーの積極的な活用と事業協力することを定めています。

この条例は、自然エネルギー活用のための理念の条例となっています。

この条例の理念に基づき、地域の自然エネルギー事業が、地域社会の持続的なエネルギーとして、地域と共存しながら活用することを目的としています。